

組合役員をサポートする実用情報誌

# 電機ジャーナル

vol.  
253

## DENKI JOURNAL



2019年夏 参議院議員選挙 総力特集

# 届けよう! わたしたちの声 全力で!

### 1 FOREWORD

電機連合 書記長 神保 政史  
「令和」を迎えて思うこと

### 2 NEW MEMBER

ナカヨ労働組合

### 9 広報委員スコープseason2

輝く電機の仲間たち⑩

東芝労働組合 オト・ナタニエラ  
ラグビー・ワールドカップ  
日本代表、つかみ取った夢

### 11 INSIDE▶OUTSIDE

政治:伊藤 惇夫

平成の政治を動かした3人とは

経済:高成田 享

「平成経済」から「令和経済」へ  
「停滞から転落へ」を防ぐには

### 13 あなたと動けば、未来は変わる

参議院議員 矢田 わか子  
平成を振り返って

### 14 INFORMATION

被災地と心をつなぐ

—高田松原再生ボランティア—

### 15 地協探訪

岡山地方協議会

### 17 電機連合イベント予告

金属労協(JCM)

「海外での建設的な労使関係構築」

国内労使セミナー(関西)開催

### 18 大使館便り From INDIA

在インド日本国大使館 一等書記官 浦 誠治



# 届けよう！ わたしたちの声 全力で！

わたしと一緒に  
学んでいきましょう！

## 2019年夏 参議院議員選挙 総力特集

わたしたち電機連合には3人の組織内国会議員がおり、夏の参議院議員選挙では、石上としお議員が2期目の挑戦をします。  
そこで今号では、直前に迫った参議院議員選挙について、あらためて特集します。



選挙に興味がない？  
政治は自分には関係ない？  
そんなことはありません！  
実は政治は、わたしたちにすぐく身近なものなんです



「政治なんて何を言っても変わらない」「自分には関係ない」。そう思っている、でもそれは間違いです。この特集で詳しく説明しますが、わたしたちの毎日、政治と密接につながっています。加えて、わたしたちの代表が「わたしたち

の声」を国会に届けたことで産業や職場、暮らしがより良くなった事例はたくさんあります。声を届ければ変えていけるのです！ さあ「政治への無関心」から抜け出し、「わたしたち自身で」政治を変えていきましょう！

### I 労働組合が政治に取り組む意義って？

Q 政治に関心が持てません  
A わたしたちの生活は政治（法律）をもっと形作られています

皆さんは、給与明細をじっくり見たことがありますか？ 図①にある通り、給与明細には、給与などの収入のほかに税や保険、年金など控除（支出）が書かれています。では、わたしたちの給与から引かれているこの税金などはどこで決まるのでしょうか？

そう、これらは法律で決められ、その法律をつくる場が国会なのです。だから、政治に無関心ではいられないのです。

Q どうして電機連合が国会議員を送り出すの？

A 電機産業の課題解決には国会論議が必須だからです  
国レベルの諸課題の解決に向けた論議が

図②

電機連合の政策・制度提言の特徴

他の多くの労働組合は



「陳情」「請願」スタイル  
要求や提言を「要請書」にまとめて、議員や政府・政党の大臣や担当責任者に渡す

電機連合は



「協議」スタイル

政策策定に直接携わっている部署、たとえば政党であれば政策調査会・政務調査会、省庁であれば政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官）及び局長と直接会って意見交換をする

わたしたちの声を直接届けています！

図①

項目	給与	手当	控除	合計
基本給				
普通残業				
休日残業				
深夜残業				
営業手当				
職務手当				
精勤手当				
通勤手当				
健康保険				
介護保険				
厚生年金				
雇用保険				
社保合計				
課税対象				
所得税				
住民税				
勤務日数				

給与明細にも法律や政治の影響がたくさんある

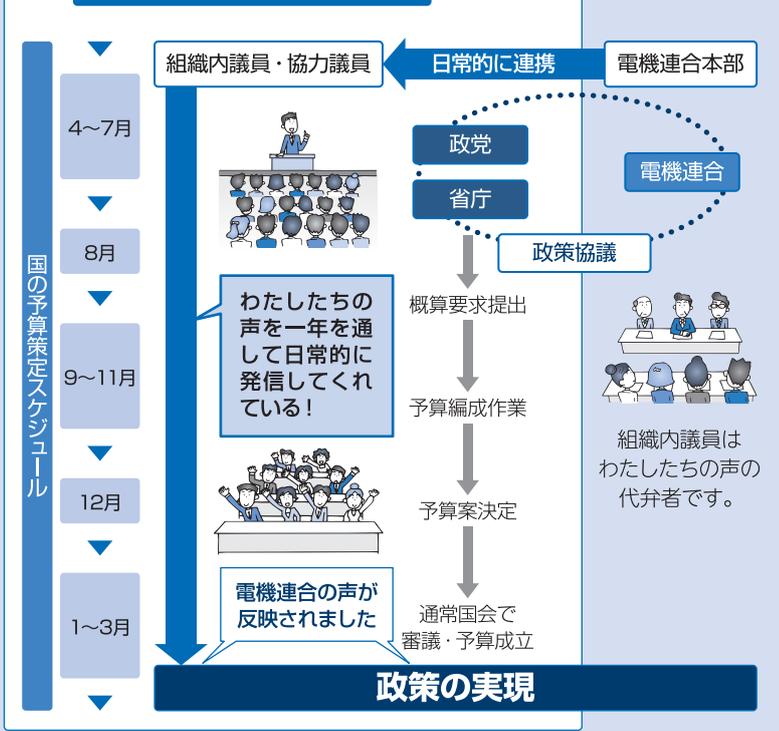
支出である「控除」には所得税、地方税、厚生年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労働組合費などがあり、税金や保険は所得税法、地方税法、厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、雇用保険法など、関連する法律で定められています。

図③

なぜ電機連合に組織内議員や協議員が必要なの？

わたしたちの声を直接届け、政策を実現させるため

政策実現までのプロセス



行われる場合は国会であり、その国会で政策を決めているのが国会議員です。したがって、わたしたちの政策を実現させるためには、国会議員にその政策を理解してもらわなければなりません。その一番の近道として、電機連合は国政の場合代表者を送り出しています。

特に参議院は、衆議院と比べて任期が6年と長く、解散がありません。そのため、中長期的な視点での政策づくりに適しています。また、参議院の選挙制度では、全国区に相当する比例代表があり、全国で働

く仲間の声を政策に反映させることができ

ます。

電機連合は、図②・図③のように、毎年行っている政党や各省庁との「政策協議」において、わたしたちの政策の必要性やその根拠などを提言し、各省庁からの「概算要求」に反映させることで、政策実現につなげています。

同時に、電機連合出身の国会議員は予算審議の際はもちろん、一年を通してわたしたちの声や政策を聴き、国政の場で日常的に発信や論議をしているので、政策実現



ら、社会全体の発展に関わることも、わたしたちに必要な政策は多岐にわたっています。

このように、個人の生活に関わることも、さらに電機産業は、厳しい国際競争の中でも、日本の将来に向けた国の成長戦略に欠かせない産業であり、科学技術や産業振興のための産業政策は、電機産業や日本の発展にも大きくかかわります。

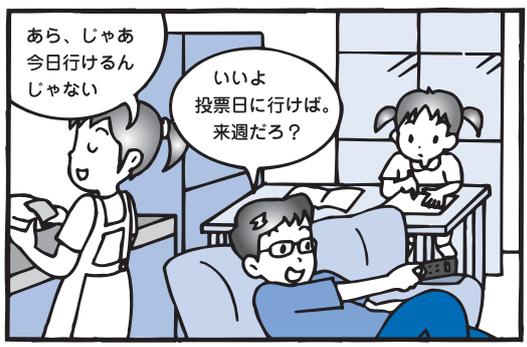
職場の安全対策や労働時間など、日々わたしたちが働く上で直接的な労働政策に加え、仕事と家庭を両立するための制度や税金・年金などを決める社会政策も非常に重要です。

**A** 労働政策や社会政策、産業政策などです

**Q** 電機産業や職場に必要な国の政策って？

のために欠かせない存在です。そのため、電機連合は国会議員を送り出すのです。

## Ⅱ めげせ！ 期日前投票100%！



「選挙は当日に行けばいいや」と思っているあなた！ 結局、当日に行けなかった……とならないよう、ぜひ期日前に投票を済ませましょう

いよいよ直前に迫った参議院議員選挙。投票所に行ったときにスムーズに投票できるよう、あらかじめ投票制度や方法を確認しましょう。

また、過去の選挙では、投票日に用事があり、投票に行けなかった組合員の方が多くいました。確実に投票をするためには期日前投票がとて有効です。

組合役員のみなさんが率先して期日前投票に取り組み、みんなで投票率100%をめざしましょう！

### Q 期日前投票って難しそう

### A カンタンです！

入場券がなくても投票できます！

「投票日に仕事が入るかも」「投票日は家族で出かけたかった」。そのような場合、期日前投票がおススメです。期日前投票は

手続きが簡素化され、より簡単に、よりスムーズに投票ができるようになっていきます(図④)。

また投票期間は、公示日の翌日から投票日の前日までの約2週間あります。入場券がなくても、身分証明書があれば投票できますので、帰宅途中や外出のついでに気軽に投票に行きましょう(図⑤)。

図④

### 意外とカンタン！ 期日前投票の方法

**投票所には身分証明書のみでもOK!!**

投票用紙に記入をして投票箱へ

投票用紙は現地で渡されます。簡単手続きで投票日当日は自由に過ごせます。

ファンカードなど、候補者名の書いてあるもので事前に名前を覚えて、投票用紙に「候補者名」を書きましょう！

※投票所内へのファンカードの持ち込みはできません！



図⑤

## 期日前投票制度

期日前投票制度とは、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる仕組みです。

- 対象となる投票  
名簿登録地の市区町村で行う投票
- 投票所  
市区町村に登録されている投票所  
※投票所は郵送される入場券やウェブサイトなどで確認できます。

- 投票を行うことができる者  
18歳以上の有権者
- 投票期間  
公示日の翌日から選挙期日の前日まで(約2週間)

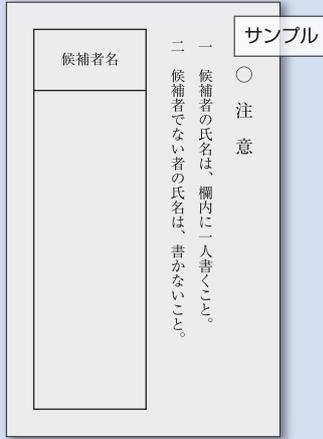
- 投票可能時間  
原則8時30分～20時の間(土日祝日可)
- 持参するもの  
入場券または身分証明書



図⑥

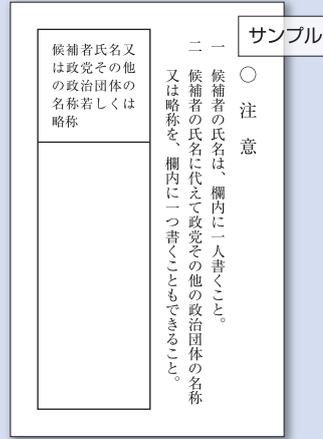
参議院議員選挙 投票方法

1 選挙区選挙



- ①「選挙区」の投票用紙に候補者名を記入します。
- ②投票箱へ入れます。

2 比例代表（全国）選挙



- ①「比例代表」の投票用紙に候補者名（または政党名）を記入します。
- ②投票箱へ入れます。



大事なのもう一度言います。ファンカードなど、候補者名の書いてあるもので名前を覚え、迷わず「**候補者名**」を投票用紙に書きましょう！

投票方法がわかりません

A 2回とも候補者名を書きましよう！

参議院議員選挙では、選挙区選挙と比例代表選挙の2回投票します(図⑥)。

それぞれの用紙に何と記入すればいいの、事前によく確認してから、投票に行

書きましよう。

また比例代表選挙は、候補者名での得票が多い順に当選者が決まる「非拘束名簿式」です。非拘束名簿式では、各政党が提出する候補者名簿に順位はなく、開票結果で、候補者個人の得票数が多い順に当選が決まります。したがって、**候補者名を書くことが大切**になります。

みんなに期日前投票を

A まずは、組合役員のみなさんから

全力で期日前投票！

組合役員のみなさんは、「期日前投票」を利用したことがありますか？

電機連合が行った参議院議員選挙アンケートの結果によると、左のグラフのとおり、第23回(2013年)では期日前投票率は全体で18.2%と低調でしたが、3年後の第24回(2016年)は全体で24.0%と上昇しました。しかし、**組合役員だけでみても期日前投票率は40%程度。約6割が期日前投票をしていない**という実態です。

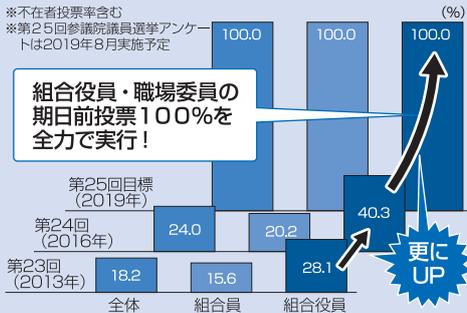
目前に迫る第25回参議院議員選挙では、各組合で**期日前投票100%を全力でめざ**す。

グラフ

期日前投票の利用率

電機連合参議院議員選挙アンケート

※不在者投票率含む  
※第25回参議院議員選挙アンケートは2019年8月実施予定



組合役員・職場委員の期日前投票100%を全力で実行！

更にUP

し、まずは**組合役員のみなさんによる期日前投票**を皮切りに、次のような取り組みを行いましょう！

★まずは**組合役員・職場委員の期日前投票率100%を全力で実行！**

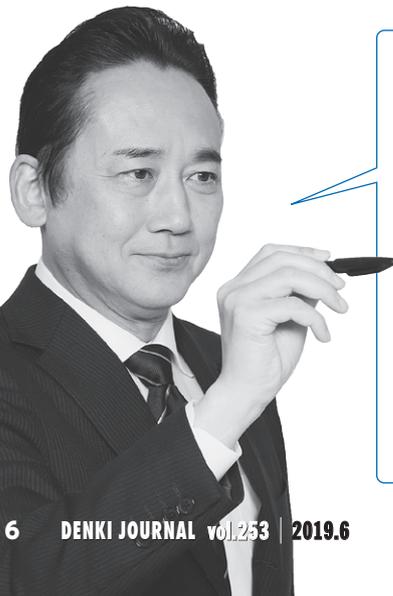
★期日前投票の投票所(市区町村単位)を支部単位などで確認し、**組合員に全力で紹介！**

★組合独自の投票促進ヒラ(YOU・iネットでも配布)の作成・配布で、**期日前投票を全力で促進！**

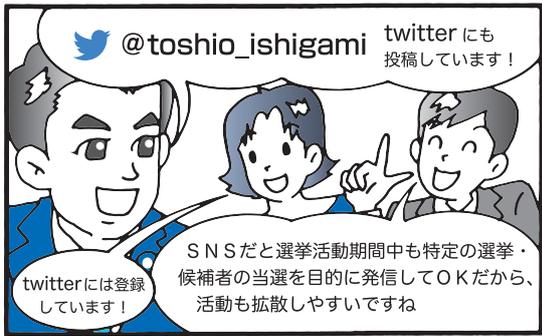
★「期日前投票強化Week」を設定し、帰宅時などの呼びかけや最初の土日で「期日前投票へGO！大作戦(仮)」などを**全力で企画&実行！**

★職場集会などで、組合員の期日前投票状況(投票済証を集める、名簿で管理など)を**全力でチェック&フォロー！**

国や政治の未来を握るのは、わたしたちの大切な一票です。余裕を持って投票日前に確実に投票し、あなた方の大事な意思を届けてください！



# Ⅲ インターネット選挙運動のポイント!!



インターネット選挙運動が活発になっています。SNSは選挙期間中も活用できて便利ですね!

石上としお  
公式ホームページ

選挙期間中のインターネット選挙運動(ネット選挙)が解禁されてから、はや5年が経過し、国政選挙や地方選挙においてもSNSや動画サイトなどのさまざまなツールが積極的に活用されています。

ここであらためて、選挙期間中のネット選挙で「できること」「できないこと」を確認してみましょう。

図⑦ 電子メールでの選挙運動

同意を得れば OK

候補者

NG

有権者

他の有権者

電子メールでの選挙運動は、候補者や政党等に限られます

## ◎ ネット選挙のできる「J」は、

A ウェブサイトやSNSのメッセージ機能などが使えます

OK ウェブサイト等を用いた選挙運動

ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画継ぎサイトなどを使って選挙運動ができます。

インターネット選挙運動をするにあたっての約束事

選挙運動用ウェブサイト等には電子メールアドレスなどの連絡先を表示することが義務づけられます。

OK フェイスブックやLINE、ツイッター、メッセージ機能を使った投票依頼

フェイスブックやLINE、ツイッターなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能はウェブサイト等に含まれるのでOK。ただし、フェイスブックのメッセージで

選挙は18歳から

いい!

ファンカードについているQRコードからもらえる画像もSNSで活用できます!

も、フェイスブックのサイト外から「@facebook.com」アドレスを使用して電子メール送信する場合はNGです。

OK 候補者本人がいない場での映像上映

屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁され、屋内の演説会場内におけるポスター、立札および看板の類についての規格制限が撤廃されました。

OK ウェブサイトへのリンクやポスターの掲載

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、投票日当日もそのままにしておくことができます。

ただし、選挙運動は投票日の前日までに限られており、更新はできません。ちなみに、選挙期日後のあいさつ行為はOKです。

OK 電子メールを用いた選挙運動

(※候補者・政党等に限定)

電子メールの使用は候補者・政党等に限定されています(図⑦⑧)。インターネットブラウザを使うウェブメールも含まれます。したがって、わたしたち組合役員は電子メールは利用できません。

図⑨

SNSと選挙運動

選挙期間に SNSを使つての 投票依頼は 合法です



SNSは選挙活動中も拡散可能な便利なツールです。候補者名の周知はもちろん、選挙期間中、メッセージ機能を使って「●●候補に1票いれてね」と堂々とメッセージを送ることができます。一人でも多くSNSの仲間をつくり、効果的に活用しましょう。

図⑧

改正公職選挙法（インターネット選挙運動） 対象者別「できること・できないこと」

わたしたち 組合役員は ここ！

できること／できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッター等） <sup>*1</sup>	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△ <sup>*2</sup>	△ <sup>*2</sup>	△ <sup>*2</sup>
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△ <sup>*3</sup>	△ <sup>*3</sup>	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×

\*1 メッセージ機能を含む。 \*2 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。  
\*3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

ネット選挙でできないこと①

**A** 電子メールは特に注意

**NG** 候補者から届いた電子メールの転送

候補者・政党等以外の者は、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送することはできません（図⑦⑧）。ただし、候補者から届いたメッセージをフェイスブックやツイッターなどのSNSに掲載することはOKとなります。

② SNSで使える

**A** 情報拡散ツールとして活用し、一人でも多くの仲間をつくらう

この特集でも触れている電機連合の取り組みや、参议院議員選挙の投票方法の理解を促進し、一人でも多くの支持者・紹介者をつくらうことが大切です。そのためのアクションツールとして注目されているのがSNSです。SNS拡散の土台作りとして、LINEやフェイスブック、インスタ

ネット選挙でできないこと②

**NG** ウェブサイト上に掲載されたマニフェストやビラを印刷して配布

ウェブサイトに掲載または選挙運動用電子メールに添付されたマニフェストやビラを印刷して配布することや、ポスターを印刷して掲示することはできません。選挙期間中は、公選ビラや公選ポスターを活用しましょう。

これで参议院議員選挙の準備は万全ですね！  
わたしも最後まで全力で挑みます！  
ともに頑張りましょう！

